

周南市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

周南市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月1日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市印鑑条例の一部を改正する条例

周南市印鑑条例（平成15年周南市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項第1号中「個人番号カード（」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、」に改め、「法律第153号）」の次に「第22条第7項（同法第22条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により同法」を加え、「以下「個人番号カード」を「以下この項において「個人番号カード等」に、「当該個人番号カード」を「個人番号カード等」に改め、同項第2号中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改め、同項第3号中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(登録証明書の交付)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、登録者は、次に掲げる方法により印鑑登録証明書の交付を申請し、その内容が適正であるときは、当該印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p> <p>(1) 登録者が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する<u>個人番号カード</u>(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下「<u>個人番号カード</u>」という。)を添えて印鑑登録証明書交付申請書を提出し、<u>当該個人番号カード</u>を使用して、市長が指定する電子計算機に、暗証番号を自ら入力する方法</p>	<p>(登録証明書の交付)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、登録者は、次に掲げる方法により印鑑登録証明書の交付を申請し、その内容が適正であるときは、当該印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p> <p>(1) 登録者が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する<u>個人番号カード</u>、<u>出入国管理及び難民認定法</u>(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する<u>特定在留カード</u>又は日本国との平和条約に基づき<u>日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法</u>(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する<u>特定特別永住者証明書</u>(これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項(同法第22条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定により同法第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下この項において「<u>個人番号カード等</u>」という。)を添えて印鑑登録証明書交付申請書を提出し、<u>個人番号カード等</u>を使用して、市長が指定する電子計算機に、暗証番号を自ら入力する方法</p>

現行	改正案
<p>(2) 登録者が、<u>個人番号カード</u>を使用して、多機能端末機に暗証番号その他必要な事項を自ら入力する方法</p> <p>(3) 登録者が、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第2号ロ</u>に規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して、多機能端末機に暗証番号その他必要な事項を自ら入力し、又はこれに代わる認証を行う方法</p>	<p>(2) 登録者が、<u>個人番号カード等</u>を使用して、多機能端末機に暗証番号その他必要な事項を自ら入力する方法</p> <p>(3) 登録者が、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第3号ロ</u>に規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して、多機能端末機に暗証番号その他必要な事項を自ら入力し、又はこれに代わる認証を行う方法</p>